

ISSUE BRIEF

日本の当面する外交防衛分野の諸課題

—第 168 回国会（臨時会）以降の主要な論点—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 598 (2007. 10. 30.)

はじめに

I 北朝鮮問題—6 者協議の進展と日本—

II 日中関係

III 領土・海洋境界をめぐる課題

むすびにかえて—その他の課題—

【文献リスト】

外交防衛調査室・課では、およそ半年ごとに、我が国の外交・防衛分野における当面の諸課題を簡単に解説したシリーズを刊行してきた。本号は、5冊目にあたる。

第 168 回臨時国会における外交・防衛分野の最大の論点は、テロ対策特別措置法に基づくインド洋における海上自衛隊による給油活動の継続問題である。これについては、本誌第 594 号において論点等を紹介したので、ご参照願いたい。

本号では、それ以外の当面の外交・防衛分野の課題として、6 者協議との関連から見た北朝鮮問題の見通し、安倍前政権で回復の兆しの見えた日中関係の今後、中韓露など周辺諸国との間の領土・海洋境界をめぐる問題などについて、その論点を整理した。最後に、その他の安全保障上の課題についても言及した。

外交防衛調査室・課

調査と情報

第 598 号

はじめに

2007（平成19）年9月、安倍前首相の辞任を受けて、福田新政権が誕生した。安倍前首相の辞任は、7月の参議院議員選挙による参議院での野党優勢の情勢を背景に、11月1日に期限を迎えるテロ対策特別措置法の延長問題に密接に絡むものであった。このため、今秋以降における外交・防衛分野の最大の課題は、テロ特措法の期限延長をめぐるものとなった。これについては、先に本誌第594号において「テロ特措法の期限延長をめぐる論点—第168回臨時国会の審議のために—」（2007.9.20）を刊行したので、ご参照願いたい。

本稿では、テロ特措法関連の課題を除いて、2007年秋以降に我が国が当面する外交・防衛分野の諸課題を取り上げ、その論点を整理した。

I 北朝鮮問題—6者協議の進展と日本—

【北朝鮮核問題と6者協議】 今から5年前の2002年10月、米国は、北朝鮮が濃縮ウランを用いた核兵器開発を進めている疑惑を指摘し、北朝鮮がそれを認めたと発表した。これが、近年議論されている北朝鮮核問題の直接の発端である。これにより、北朝鮮がプルトニウムの抽出が容易な黒鉛減速炉の建設・運転を凍結する代わりに、米国を中心とする国際社会が軽水炉建設を支援し、その完成まで代替エネルギーとして年間50万トンの重油を供給すると約束した米朝間の枠組み合意（1994年10月）は事実上破綻し、履行は中止された。

しかし、2003年8月以降、北朝鮮の核兵器開発を平和的に放棄させる試みとして、日・米・韓・中・露・朝による6者協議が断続的に開かれ、様々な曲折を経ながらも、一定の合意と成果が得られてきた（2005年9月、2007年2月、同年10月の3つの合意）。これらには、北朝鮮の核開発放棄だけではなく、日朝、米朝の国交正常化、北朝鮮への経済支援、北東アジア地域の安全保障協力、朝鮮半島の恒久的な平和体制の協議などの幅広い目標と、そのために各国が果たすべき役割が掲げられている（2005年9月と2007年2月の合意については、後掲の表1を参照）。

日本と北朝鮮との間には、核問題以外に拉致とミサイルの問題があるが、2005年9月の共同声明で、日朝両国は平壤宣言（2002年9月）に従って国交正常化のための措置をとるとされたため、6者協議は、日朝の国交正常化協議を促す枠組みともなっている。

【初期段階措置の完了と「次の段階」の措置の協議】 2007年7月、北朝鮮は、米国の金融制裁によりマカオのバンコ・デルタ・アジアで凍結されていた自国関連資金が実際に送金されたのを確認したため、寧辺などの5つの核施設の活動を停止し、IAEAが北朝鮮で活動を開始した。同時期に、韓国が単独で重油5万トンを北朝鮮に提供した。これにより、2月の合意で定められた「初期段階措置」の履行が、約3か月遅れで完了した。

7月に開かれた6者首席代表者会合では、8月中旬に5つの作業部会を、9月初めに第6回協議（第2セッション）を開催すること等を決定した。一連の協議において、「次の段階」の措置、すなわち、北朝鮮によるすべての核計画の完全な申告とすべての既存の核施設の無能力化、北朝鮮へのエネルギー支援等の詳細（「完全な申告」の範囲や「無能力化」の方法等）について議論され、10月3日には合意文書が採択された。

報道によれば、各作業部会及び第6回協議（第2セッション）における議論の状況は、概ね以下のとおりである。

▼**経済・エネルギー協力（8月7-8日）**：北朝鮮は、「次の段階」の措置の見返りとしての支援は、「消費型」の重油と「投資型」の発電所改修などに分けてなされることを希望し、米中露各国は、具体的内容を検討している。

▼**朝鮮半島非核化（8月16-17日）**：北朝鮮による核計画の申告と核施設の無能力化は、並行して行われることで一致した。北朝鮮は、申告の範囲から核兵器とウラン濃縮計画は除外すること、無能力化する施設は3つに限定する考えである。また、無能力化の後に核施設を解体する場合には、軽水炉が提供されるべきと主張した。

▼**北東アジアの平和と安全（8月20-21日）**：域内の信頼醸成策や安全保障対話のあり方について、中長期的な取り組みを続けて行くことで一致した。

▼**米朝国交正常化（9月1-2日）**：北朝鮮は、年内にすべての核計画の申告と核施設の無能力化を行うこと、米国は、北朝鮮をテロ支援国家指定から解除することに関して、何らかの進展がみられたとされているが、協議後の双方の発言には食い違いもみられる。

▼**日朝国交正常化（9月5-6日）**：過去の精算の問題と拉致問題を中心に議論が行われた。具体的な成果は得られなかったものの、双方は今後も誠実に協議を続けていくことに合意した。今後の長い交渉に向けた最低限の基盤が回復されたと言えよう。

▼**第6回協議（第2セッション）（9月27-30日、10月3日）**：「次の段階」の措置の具体的内容に関して、合意文書が採択された。主な内容は、北朝鮮が2007年末日までに3つの核施設を無能力化し、すべての（ウラン濃縮計画を含む）核計画を完全かつ正確に申告すること、米国は、北朝鮮核施設の無能力化を主導し、北朝鮮がとる行動と並行して、北朝鮮のテロ支援国家指定解除と対敵国通商法適用終了の作業を進めること等である。

【**今後の協議への展望**】 これまで、拉致、核開発、ミサイル発射を行って日本の安全に重大な脅威を与えてきた北朝鮮に対して、日本は、「対話と圧力」を交えつつ、米国等と協調して厳しい姿勢で臨み、核開発放棄や拉致問題解決に向けて誠意ある対応をとるよう迫ってきた。しかし、2007年2月の合意以後、6者協議における日本の立場に関する懸念が指摘されている。1つ目は、拉致問題での進展がみられない一方で核問題が進展をみせた場合、日本が北朝鮮へのエネルギー支援に参加しない方針を貫けば、6者のなかで孤立するおそれがあること、2つ目は、米国が、米朝国交正常化協議において、日本の拉致問題の存在にもかかわらず、北朝鮮をテロ支援国家指定から解除する作業を進める可能性があることである。これらの懸念は、日朝関係の進展が、核問題や米朝関係の進展と関係していることも浮かび上がらせている。

6者協議の基本的な構図は、関係国の協議によって、北朝鮮に平和的に核兵器開発を放棄させるというものである。当初は、特に米国、韓国と協調し、さらに中国の協力も得て、北朝鮮以外の5者が厳しい態度で北朝鮮に核放棄を迫るという図式もありえた。しかし、2006年秋以降の状況を見ると、米国は、かつては拒否していた北朝鮮との直接対話に応じて関係改善を模索しており、韓国も、朝鮮半島の平和体制構築を視野に入れて、北朝鮮支援に積極的な姿勢をみせている。また、中国やロシアは、北朝鮮とかつてのような親密な関係ではないものの、日本が期待するような形で北朝鮮へ影響力（圧力）を行使する可能性は低い。つまり、関係国が一致して北朝鮮へ圧力を加え、核放棄を迫るという方法論は、現実的とは言えなくなっている。

折しも、9月末に福田新政権が発足し、前政権に比べて北朝鮮との対話を重視する姿勢を示している。今後、具体的な進展を図るためにどのような対応をとるのが注目される。ただし、昨年10月に開始した北朝鮮への経済制裁（北朝鮮籍船舶の入港禁止と北朝鮮から

のすべての品目の輸入禁止等)については、拉致問題で具体的な進展がないことを主な理由として、10月14日以降も半年間継続することを決定した。

北朝鮮をめぐる諸問題の解決までには、今後も様々な曲折がありうるが、短期的な事象のみにとらわれるべきではなかろう。6者協議の基本的な性格、北朝鮮及び北朝鮮に対する各国の姿勢をふまえ、日朝関係や核問題、さらには北東アジアの安全保障問題の進展のために日本がとるべき方策について、柔軟かつ戦略的な議論をしていくことが各方面に求められている。

表1 2005年9月の共同声明と2007年2月の合意文書(実施当事者別の整理)

	2005年9月19日(第4回協議) 共同声明	2007年2月13日(第5回協議第3セッション) 共同声明実施のための初期段階の措置
6者	<p>6者協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認</p> <p>エネルギー、貿易及び投資の分野における経済面の協力を、二国間又は多数国間で推進することを約束</p> <p>北東アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意</p> <p>北東アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を約束</p>	<p>・平和的な方法によって朝鮮半島の早期の非核化を実現するという共通の目標と意思を再確認</p> <p>・初期の段階において、下記の措置(斜字部分)を並行して、60日以内にとることで一致</p> <p>・北朝鮮に、5万トンの重油に相当する緊急エネルギー支援を開始</p> <p>・初期段階及び次の段階(北朝鮮によるすべての核計画の完全な申告の提出、すべての既存の核施設の無能力化を含む)の期間中、北朝鮮に対し、計100万トンの重油に相当する支援を提供(※ただし、日本は、拉致問題を含む日朝関係に進展が見られるまで支援に参加せず)</p> <p>初期段階の措置を実施するため、5つの作業部会を設置し、30日以内に開催</p> <p>①朝鮮半島の非核化(議長:中国)、②米朝国交正常化、③日朝国交正常化、④経済及びエネルギー協力(議長:韓国)、⑤北東アジアの平和及び安全のメカニズム(議長:ロシア)</p> <p>初期段階措置の実施後、北東アジア地域における安全保障面での協力を促進するための閣僚(外相)会議を開催</p> <p>北東アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を行う</p>
北朝鮮	<p>すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、核兵器不拡散条約及びIAEAの保障措置に早期に復帰することを約束</p>	<p>・再処理施設を含む寧辺の核施設を、最終的に放棄することを目的として、その活動を停止・封印</p> <p>・監視と検証を行うためにIAEA要員の復帰を求める</p> <p>・すべての核計画の一覧表について5者と協議</p>
米国	<p>朝鮮半島において核兵器を有しないこと、北朝鮮に対して核兵器又は通常兵器による攻撃又は侵略を行う意図を有しないことを確認</p>	<p>北朝鮮のテロ支援国家指定の解除と対敵通商法の適用を終了する作業を進める</p>
韓国	<p>領域内における核兵器の不存在を確認し、1992年の朝鮮半島非核化共同宣言に従って核兵器を受領・配備しないとの約束を再確認</p>	
北朝鮮以外の5者	<p>適当な時期に、北朝鮮への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意</p>	
米・朝	<p>相互の主権尊重、平和的共存、国交正常化のための措置をとることを約束</p>	<p>完全な外交関係を目指した協議を開始</p>
日・朝	<p>平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、国交正常化のための措置をとることを約束</p>	<p>平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、国交正常化のための措置をとるための協議を開始</p>
直接の当事者(注)	<p>適当な話し合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議</p>	<p>適当な話し合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議</p>

(注) 朝鮮戦争の当事者である米韓中朝の4者を指している。

(出典) 外務省 HP「第4回六者会合に関する共同声明(仮訳)」及び「共同声明の実施のための初期段階の措置(仮訳)」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/index.html>

II 日中関係

【**首脳外交**】 2006年10月の安倍首相訪中、2007年4月の温家宝首相訪日と、日中間の首脳往来が活発化している。小泉政権時代には、2005年4月の反日デモに代表されるように、日中関係は悪化しており、安倍首相訪中までの1年半にわたり首脳会談が行われなかった。首脳相互訪問は5年ぶりのことである。2007年4月の首脳会談では、安倍首相の年内訪中と、胡錦濤国家主席訪日の積極的な検討が確認された。また、福田首相も、温首相との電話会談において、自身の早期訪中で一致し、来春の胡主席訪日を要請した。

【**「戦略的互惠関係」への努力**】 2006年10月の日中共同プレス発表では、日中間の「共通の戦略的利益に立脚した互惠関係」の構築を目指すことと記された。2007年4月の日中共同プレス発表では、この「戦略的互惠関係」の基本精神を、二国間だけではなく、地域、国際社会等様々なレベルでの互惠協力及び共通利益の拡大にあるとした。また、その内容は、①政治面での相互信頼、ハイレベル交流の維持強化、②エネルギー、環境保護、金融、情報通信技術、知的財産権保護等における協力の強化、③防衛交流の強化、④人及び文化の交流の強化、⑤朝鮮半島の非核化、国連改革、東アジアにおける地域協力等地球規模の課題に対する対応であるとの共通認識を示した。

「戦略的互惠関係」の一つの意義は、両国の協力関係が二国間レベルにとどまらず、地域、国際社会のレベルの中で位置づけられたことにある。具体的には、2006年10月の首脳会談直後に行われた北朝鮮核実験への対応などがあげられる。単なる二国間関係からの脱却は、1998年の日中共同宣言で「友好協力パートナーシップ」として合意されていたものであるが、十分に機能しなかった。今回の「戦略的互惠関係」も実際にどの程度機能するか、今後の注目される。

以下、日中間の懸案のうち、政治面に関するものとして、歴史問題、防衛交流及び台湾問題について概観する（東シナ海ガス田や尖閣諸島をめぐる問題は、III章を参照）。

【**歴史問題**】 歴史認識の問題について、中国側は基本的な姿勢を維持しつつも、日本側に対する批判を抑制している。江沢民前国家主席は「歴史問題を永遠に言い続けなければならない」と指示していたが、現在の胡主席はより戦略的な対応に移っていると指摘される。2006年10月の共同プレス発表では、戦後日本の平和国家としての歩みを中国が評価するとの一文が盛り込まれた。2007年4月の温首相訪日時の国会演説では、日本の過去の謝罪を評価する発言も見られた。2007年7月は、盧溝橋事件から70年目に当たり、中国で関連行事が行われたが、日本批判の報道は当局により規制されたと伝えられている。

日本側も、安倍首相の靖国神社参拝については、行ったとも行かないとも明らかにしないあいまい戦術を取るなど、中国側との対決を避ける対応を示している。

安倍首相訪中時には、日中歴史共同研究を行うことが合意され、2006年12月に第1回会合が開かれた。2007年3月の第2回会合資料によれば、2008年8月にも報告書が公表される予定であり、日中両国の歴史認識の共通点及び相違点が明らかにされるものと見られる。

2007年12月には、南京事件70周年を迎えることになる。現状では問題化する可能性は低下していると考えられるが、中国国内の権力闘争や世論の動向、日本国内の反応などによっては、日中関係全体に影響を及ぼす問題となるおそれも依然残っている。

【**防衛交流**】 2007年4月のプレス発表で、中国国防部長の訪日、中国海軍艦艇の訪日、海上自衛隊艦艇の訪中、日中防衛当局間の連絡メカニズムの整備が合意された。2007年8

月 30 日には、この合意に基づき、曹剛川国防部長が東京で高村防衛相と会談し、艦艇相互訪問及び連絡メカニズムについての合意を改めて確認、中国側からの艦艇訪問は 11 月か 12 月に行われることとなった。

一方で、中国の軍事力に対する懸念も大きい。2007 年 1 月には、衛星破壊兵器の実験を行い、日本が懸念を表明したほか、世界各国からも非難を浴びた。国防費も、中国の発表によれば、名目ベースで、19 年連続 2 桁の伸び率を示している。

平成 19 年版防衛白書は、中国の軍事力近代化の行方への懸念が高まっており、日本の安全保障への影響について慎重に分析していく必要があるという認識を示した上で、中国の国防政策や軍事力の透明性向上が重要であると述べている。2007 年 8 月の日中防衛相会談でも日本側から、軍事力整備の考え方や目標、主要装備の種類、兵力・部隊配置等の基本的データなどについて透明性向上の要請があり、中国側は「努力している」と答えた。

中国海軍の東シナ海における活動や外洋への進出も活発化しており、偶発的な衝突を回避するためにも、日中防衛当局間の信頼醸成の必要性は高まっている。

【台湾問題】 日本は、台湾に関しては、1972 年日中共同声明に従い、台湾をめぐる問題は当事者間の直接の話し合いにより平和的な解決を望むとの立場をとっており、いずれの側によるいかなる一方的な現状変更の試みも支持しないこととしている。

中国は「一つの中国」の原則を掲げ、台湾の問題は内政問題であると主張している。2005 年には、反国家分裂法を採択し、平和的統一を掲げつつも、分裂の場合には非平和的方法も辞さないことを示した。これに対し、日本政府は、武力行使には一貫して反対していると述べた。ただ、江前主席は台湾問題を最優先課題としていたのに対し、胡主席は長期的テーマとして、現状維持を図る方向であるといわれている。

2007 年 3 月の日中共同プレス発表では、台湾問題について、「日本側は、日中共同声明において表明した立場を堅持する」との原則のみ記された。安倍首相が会談で「台湾独立を支持しない」と述べたと報じられたが、台湾側は、プレス発表などの文書に、独立不支持と記されなかったことを肯定的に評価している。

台湾の陳水扁総統は、2006 年 2 月に国家統一綱領の適用停止を発表するなど、台湾独立に向けた動きを強めている。2007 年 7 月には、初めて「台湾」名での国連加盟を申請したが、受理されなかった。日本政府は、国家であることを加盟要件とする国連への台湾の加盟は支持できないとの意向を示している。台湾政府は、引き続き国連加盟を問う住民投票を計画しているが、これに対しては米国も反対の意向を伝えている。

Ⅲ 領土・海洋境界をめぐる課題

1 東シナ海の資源開発と境界画定

2003 年 8 月、中国が東シナ海の日中中間線から約 4 キロメートル西に位置する白樺油ガス田（中国名、春曉）の開発に着手したことから、日本の資源が奪われるとの懸念が広がった。同海域は両国の境界が未画定で、日中双方が権利を主張している。

この問題については、2007 年 10 月 11 日に第 10 回日中局長級協議が開催されたほか、たびたび外相会談や首相会談でも取り上げられているが、議論は平行線をたどっている（表 2 参照）。この間も、中国のガス田開発は着々と進んでおり、2007 年 1 月 31 日付の香港紙は、白樺油ガス田が既に生産・供給段階に入っていると報じた。また、樞ガス田（中国名、

天外天)も、開発・生産が進められていると伝えられる。

両国の境界について、日本は両国の沿岸線から等距離の中間線が適当と主張しているが、中国は、大陸棚が終わる地点を境界線とする自然延長論の立場から、中国の大陸棚が南西諸島西側に広がる沖縄トラフまで続いていると主張する。この点、国連海洋法条約は、境界画定について「衡平な解決」を要請するのみで、具体的な基準を示していない。ただし、近時の判例では、暫定的に中間線を引き、衡平な結果となるよう関連事情（地理的要因等）を考慮して、その線を修正するという方法が一般的である。

表2 日中協議の主な論点

	日本の主張	中国の主張
海洋境界	日中中間線。	中国の大陸棚は沖縄トラフまで延びている。
中国のガス田開発	中国が開発するガス田の鉱脈は、日中双方の海域にまたがっている。 開発の即時停止と情報開示を要求。	開発は中国側で行っており、その鉱脈は日本側につながっていない。
共同開発	日中中間線両側の広い海域（白樺など4つのガス田を含む）での共同開発を提案。	共同開発には応じるが、その範囲は尖閣諸島周辺と日韓大陸棚共同開発区域付近。

(出典) 濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』547号,2006.6,p.3.

2 尖閣諸島

同海域の境界画定をより困難にしているのは尖閣諸島の存在である。中国は、1970年代に入ると、同諸島に対する領有権の主張を始めた。

日本は、いずれの国家にも属していなかった同諸島を、1895年の閣議決定により領土編入した。しかし中国は、日本の措置は対外的通告もなく無効であり、実際は、明代より中国の台湾の付属島嶼であったものを、日本が日清戦争を通じて奪ったと主張する。また、尖閣諸島は、第二次大戦後の対日平和条約により日本が放棄した台湾に含まれ、その後中国領に回復したとする。これに対して日本は、同諸島は日本に主権が残される北緯29度以南の南西諸島の一部であり、1970年代に東シナ海の資源問題と関連して注目を集めるまで、中国を含めいずれの国からも、日本の尖閣諸島の領有に対する抗議はなかったと反論している。

3 竹島

第二次大戦後の連合軍総司令部指令により、竹島は、濟州島、鬱陵島とともに日本の範囲から除かれる地域とされ(SCAPIN 677)、日本人の接近が禁じられた(SCAPIN 1033)。1952年には、李承晩韓国大統領がいわゆる李承晩ラインを設定して、竹島を含む水域に対する一方的な主権宣言を行った。この措置に関する日本の抗議に対して、韓国は、上記の連合軍指令を根拠に、連合軍は竹島を日本の領土として認めていなかったと主張する。しかし上記指令には、いずれも島嶼の帰属や国境線の最終決定ではないとのただし書きが付されている。戦後の日本の領土を確定したのは対日平和条約であり、これには「日本は…濟州島、巨文島、及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定され、日本が放棄する地域に竹島の名は挙げられなかった。

日本は、1954年及び1962年に竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案したが、韓国はこれを拒否した。1965年の日韓基本条約の締結に伴い交わされた、紛争の解決に関する交換公文では、外交による解決ができなかった紛争は、調停によって解決することとされ

たが、韓国は、竹島は自国領土であり、紛争は存在しないと主張している。1954年以降、韓国は竹島に警備隊員を常駐させ、宿舎や監視所、灯台、接岸施設等を構築している。近年、盧武鉉大統領は、竹島問題を単なる領土問題ではなく、靖国神社参拝や歴史教科書の問題と同様、歴史問題の一つと位置づけており、両国の認識の違いが際立っている。

4 北方領土

1945年8月、ソ連は日ソ中立条約を無視し対日参戦すると、日本がポツダム宣言を受諾し降伏の意思を示した後の8月18日から9月5日までに、千島列島、北方四島（択捉島、国後島、歯舞群島、色丹島）を占領した。1946年には、これらの島嶼をソ連領に編入する国内法措置をとり、今日まで統治を継続している。日本は、日露間の数度の国境線変更にもかかわらず、一貫して日本の領土である北方四島—いわゆる北方領土について、返還を求めている。

米英ソのヤルタ協定には、ソ連の対日参戦の条件の一つとして、千島列島のソ連引渡しが規定されていた。しかし日本は、同協定の当事国でなく、これに拘束されないとの立場である。対日平和条約では、日本が千島列島を放棄するとされたが、千島列島の地理的範囲や放棄後の最終的帰属先は明示されず、またソ連は条約に調印しなかった。両国の戦争状態を終了させた1956年日ソ共同宣言では、平和条約締結後に歯舞・色丹を日本に引き渡すこととされた。

1960年の日米安保条約改定に際し、ソ連は、日本領土からの全外国軍隊の撤退を歯舞・色丹返還の新たな条件として付したが、その後は一転して長らく領土問題は解決済みとの立場をとってきた。冷戦終結の前後には、対話拡大の兆しが見られるようになり、1993年の東京宣言において、歯舞、色丹に加え、国後、択捉の帰属も交渉事項であることが明記された。続いて1998年には、四島の日本帰属を確認するが、実際の移管時期について柔軟に対応するという「川奈提案」が日本側よりなされたと言われる。プーチン政権誕生以降では、2001年のイルクーツク声明で、日ソ共同宣言を交渉プロセスの出発点とすることを確認し、2003年の日露行動計画で、残る諸問題の早期解決のため交渉を加速することに合意した。最近のロシアは、好調な経済を背景に、北方領土問題についての姿勢を再び硬化させているが、今年9月の安倍首相（当時）とプーチン大統領との会談では、平和条約の締結に向けた交渉継続を必要とする点で一致した。

むすびにかえて—その他の課題—

本稿では、第168回臨時国会において議論が予想される課題を中心にしたため、取り上げていない課題もある。また、外交・防衛政策上の課題と密接に関連するものの、外交・防衛以外の他の政策分野に属する課題も取り上げていない。これらの課題のうち、重要と思われるいくつかの課題に簡単に触れることで、本稿のむすびとしたい。

【在日米軍再編問題】 2002（平成14）年末以来続いた、日米間の在日米軍に関する再編協議は、2005（平成17）2月に日米共通戦略目標を確認した後、同年10月の中間報告（「日米同盟：未来のための変革と再編」）、2006（平成18）年5月の最終報告（「再編実施のための日米のロードマップ」）と3つの段階を経て進められてきた。具体的には、神奈川県のカンパ座間にある在日米陸軍司令部の改編と陸上自衛隊の中央即応集団司令部の移転などによる日米の連携・協力の強化、沖縄駐留の第3海兵機動展開部隊の要員約8,000人とその

家族約9,000人のグアムへの移転、普天間飛行場の代替施設として辺野古崎沖へのV字型滑走路建設などが決まっている。政府は、第166回国会において「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）」を制定した。同法は、自ら負担を受入れる自治体に対する再編交付金の制度を設け、国際協力銀行の業務として米海兵隊のグアム移転促進のための施設建設への出資・貸付業務を加えられるなどして再編措置の推進を図るものである。

ただし、再編のカギとなるのは、日米安全保障協力における日本の役割分担の拡大・強化とともに沖縄の基地負担の軽減の2つである。このうち、負担軽減の目玉である部隊要員の沖縄からグアムへの移転は、普天間飛行場の代替施設を2014（平成26）年までに建設することが前提とされており、再編が進むかどうかは辺野古崎での滑走路建設が順調に行くかどうか大きく依存するといってもよい。再編交付金制度が思ったほどの効果を発揮せずに代替滑走路の建設が進まず、沖縄の負担軽減が目に見える形で進捗しないまま、日本の日米安保における役割分担のみが拡大する可能性も指摘されている。

【思いやり予算】 日米地位協定第24条は、在日米軍の駐留経費に関して、米軍施設の提供に伴う経費は日本が、それ以外の米軍施設の維持に伴う経費は米国が、それぞれ負担することを定めている。日本は、1978（昭和53）年以来、基地従業員の福利費など、地位協定の範囲内で日本側負担を増加させて、これを「思いやり予算」と称してきた。さらに1987（昭和62）年から、地位協定の範囲を超える経費の負担については、地位協定第24条に関する特別協定を米国と数次にわたって結んで実施してきた（これを「広義の思いやり予算」という。）。現在の特別協定は、2006（平成18）年に締結されて期限を2008（平成20）年3月末までの2年間としているため、それまでに新たな特別協定を結ばなければ、4月以降に「広義の思いやり予算」の一部を日本が負担する根拠がなくなることになる。2006年の協定の交渉では、日米再編協議の行き詰まりから、日本側の負担縮小のための措置を組み込むことができなかった。このため、新たな特別協定締結交渉においては、光熱水料や基地従業員の労務費などの日本側負担分の削減を日本側が提起できるかどうか、また削減幅をどれだけにするかなどが焦点となるだろう。

【GSOMIA締結をめぐる】 米国がかねてから日本に要請していた「軍事情報包括保護協定(GSOMIA)」が、2007（平成19）年8月に日米間で締結された。日米の防衛企業間の協力関係の進展や部隊間の連携・協力の拡大を背景に、日米間で秘密軍事情報を一層スムーズにやり取りできるようにするものである。これにより、先に紹介した2005年10月の日米再編協議中間報告で「共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる」と規定されていた両国関係強化のために不可欠な措置が実現したことになる。日米の安保面での連携・協力がさらに進み、日米間での効率的なミサイル防衛体制の構築も可能となるだろう。政府の説明によれば、GSOMIA締結によって新たな立法措置は不要だとされるが、同協定は、日本が自発的に行う軍事情報保護のための体制整備を妨げるものではない。今後、政府職員や契約企業従業員への秘密軍事情報取扱資格（セキュリティ・クリアランス）の付与などを中心に体制整備が進められることになるだろう。

このほか、安倍前政権において麻生太郎外相（当時）が提唱した「自由と繁栄の弧」の形成に向けた外交は、一方で、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、市場経済という普遍的価値に基づく「価値の外交」を唱えて、従来の日本外交に新機軸をもたらした。他方で、それが「対中国包囲網」形成を意図しているのではないかとの懸念を呼んだ。

福田新政権となって対中柔軟政策が前面に出る中で、「対中包囲網」としてではない形の対アジア諸国外交を日本としてどのように築いていくのか注目される。その文脈で、台頭著しいインドとの関係をどう築くのか、また、東南アジア諸国連合（ASEAN）を含む東アジアの地域協力をどう進めていくのかも課題となってくるだろう。ただし、地域協力の基礎の1つである日本と各国との経済連携協定（EPA）の締結の動きなどの経済関係の課題、石油価格高騰の中で重要となる資源エネルギー外交上の課題、さらに地球温暖化対策の一環としての国際協力などは、本稿の対象外とした。

【文献リスト】

本稿の執筆にあたり参照したものの中から、読者の今後の参考になり、かつ比較的入手しやすいものを選択して、以下に文献リストとして掲げることとする。

◆北朝鮮問題

寺田輝介「インタビュー 日本の出番はこれからです(急進展する六者協議)」『世界』765号, 2007. 5, pp. 42-28.

武貞秀士「北朝鮮の平和攻勢の裏側 「核」中心の戦略に変化なし?」『Jiji Top Confidential』11419号, 2007. 7. 31, pp. 2-6.

富田圭一郎「核開発問題をめぐる中国の北朝鮮政策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』507号, 2006. 1. 31.

◆日中関係

国分良成「温家宝首相訪日と今後の日中関係・中国情勢」『日本貿易会月報』648号, 2007. 5, pp. 50-56.

小島朋之「動き始めた日中関係」『外交フォーラム』20巻1号, 2007. 1 pp. 48-51.

◆領土・海洋境界をめぐる課題

芹田健太郎『日本の領土』中央公論新社, 2002.

濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』547号, 2006. 6. 16.

◆在日米軍再編・思いやり予算

福田毅「1 日米同盟の変革と在日米軍の再編」「2 在日米軍駐留経費の負担」（「日本の当面する外交防衛分野の諸課題—2006年春以降の主要な論点—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』529号, 2006. 3. 30, pp. 1-3.）

◆GSOMIA

福好昌治「軍事情報包括保護協定（GSOMIA）の比較分析」『レファレンス』682号, 2007. 11（近刊予定）.

執筆担当者

はじめに	等 雄一郎
I 北朝鮮問題—6者協議の進展と日本—	富田圭一郎
II 日中関係	川西 晶大
III 領土・海洋境界をめぐる課題	濱川今日子
むすびにかえて—その他の課題—	等 雄一郎